

産廃いわて

2015-07 平成27年10月1日発行

かわらばん

一般社団法人 岩手県産業廃棄物協会

TEL019-625-2201 FAX019-624-1920

URL : <http://www.iwatesanpai.or.jp>



ステップアップ研修会

産業廃棄物排出企業向けの「ステップアップ研修会」を開催することになりました。

産業廃棄物のことがよく分からない、県の説明会は受けたけれどもさらに詳しく知りたい、もっと勉強したい、など感じている産業廃棄物を出す会社の方々を対象に、産業廃棄物に関するルールや実務上役立つコツなどを分かりやすく解説します。別途ご案内しますので関係する皆様にお勧めください。

日時 12月8日(火) 13:00~17:00

会場 アイーナ804会議室(盛岡市)

受講料 3,000円

CPDS(継続学習制度)認定講習会になります。



県央支部研修会

9月14日(月)に県央支部の「産業廃棄物収集運搬・分別等に関する研修会」が開催されました。

今回は、盛岡市産業廃棄物対策室長の大坪康宏氏を講師に招き、産業廃棄物の収集運搬等に関する基本的なルールを解説していただきました。

終了後の懇親会では盛岡市の伊藤純環境部長様からごあいさつをいただきました。



電子マニフェストセミナー

すぐに役立つ研修として11月19日(木)に奥州市で2回、11月26日(木)に盛岡市で2回、「電子マニフェストシステム操作体験セミナー」を開催します。定員は1回20名です。是非ご参加ください。詳しいことは協会のホームページに掲載します。



廃棄物処理法見直しへの意見

廃棄物処理法の改正が見込まれていることから、全国産業廃棄物連合会では関係者から意見を集め集約しているところです。生の意見だけで何と160ページもあつたようですが、これらが27項目に整理されました。平成28年度に法改正の手続きが行われると予想されますが、まだまだ議論が出そうです。

集約意見の素案

- ・産廃許可申請書や添付書類の様式を全国共通に。
- ・許可申請や届出を電子化し一層の効率化を図る。
- ・更新許可申請に係る事務処理を迅速に。
- ・変更届出の期間を10日以内から30日以内に。
- ・優良産廃処理業者の優遇措置をもっと厚く。
- ・優良認定申請手続きは紙にこだわらずデジタル化も。
- ・基準に不適合の場合優良認定業者の認定を取り消す。
- ・役員が欠格となり辞任しない場合に許可を取り消す。
- ・欠格要件における「黒幕」を明確に。
- ・中間処理に伴う「選別」の法的な位置付けを明確に。
- ・再生品の材料については、保管量の上限規制を緩和。
- ・入れ替える処理施設の能力が同じ場合は手続き緩和。
- ・排出事業者の移動式破碎施設の設置も許可対象に。
- ・同一品目の産廃は、全国同一の判断となるよう措置。
- ・有害物質に該当する廃薬品等は特管物扱いに。

水銀対策の技術的事項

水俣条約締結に必要となる手続きとして水銀環境汚染防止法が6月に成立しましたが、その政省令に関する技術的事項を中心に検討が進められています。

- ・化合物は塩化第一水銀（甘汞）、酸化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀、辰砂及び硫化水銀が対象
- ・重量濃度95%以上の水銀、重量濃度95%以上の水銀化合物（辰砂は濃度の裾切なし）の貯蔵が対象
- ・水銀又は水銀化合物の貯蔵量が30kg以上の場合定期報告の対象
- ・年1回、貯蔵の状況、貯蔵目的、年間収支、用途別の使用量、廃掃法上の廃棄物への移行量を報告

10月は行政書士制度広報月間

行政書士でない者が資格のないまま官公署に提出する書類の作成や手続きの代行を業として行うことは違反行為になりますので注意してください。

事務局便り

【10月の行事予定】

- 2日 産業廃棄物適正処理推進講習会（リリオ）
- 15日～17日 視察研修（京都・大阪）
- 19日 北海道・東北地域協議会（青森）
- 28日 第19回会長杯ゴルフコンペ
（盛岡南ゴルフ倶楽部）

【11月の行事予定】

- 6日 産業廃棄物と環境を考える全国大会（佐賀）
- 19日 電子マニフェスト操作体験セミナー（奥州）
- 26日 電子マニフェスト操作体験セミナー（盛岡）

編集後記

本格的な秋を迎え、これから講習会、研修会などの主要行事を進めてまいります。皆様にタイムリーな情報を提供できるように頑張ります。

- ・一廃産廃の区分を緩和し産廃としての処理を可能に。
- ・解体残置物は「建設工事に伴い生ずる廃棄物」に。
- ・再生利用について広域活用できるよう手続きを緩和。
- ・委託する産業廃棄物の情報提供は委託基準に入れる。
- ・委託基準で契約品目以外の廃棄物の混入を禁止に。
- ・不当に安い委託費を禁止に。特に公共発注が問題。
- ・産廃処理業者の資質向上・人材育成を法制度化。
- ・事前協議等地方自治体の独自規制に関し調整が必要。
- ・環境省ホームページで産廃の地方ルールを検索可に。
- ・産廃「積み置き」を「運搬の一環としての行為」に。
- ・同じ機能の処理施設に更新する場合には規制緩和を。
- ・環境配慮契約法の義務づけを地方公共団体にも適用。

以上27項目についてはそれぞれもっともな意見だとは思いますが、これだけあると法律を改正するよりいっそのこと全部作り直したらいいたくなります。

マイナンバー制度

いよいよマイナンバー制度が動き始めました。

H27.10 マイナンバーの通知書が各世帯に届く

H28. 1 マイナンバーカード交付（希望者）

H29. 1 マイナンバー利用履歴がネットで確認可能に

H29. 2 マイナンバーを使って確定申告

H30. 1 預金口座と連動（希望者）

H30. 4 健康保険証として使用可能

と順次活用範囲が拡大される見込みです。

マイナンバーカードは裏面を伏せれば身分証明書として使うことができます。

一方、会社としては社員のマイナンバーを確認し税と社会保障の手続きのために使わなければなりませんので、どうしてもそれなりの準備が必要になります。

また、ガイドラインでは、会社が情報の具体的な取扱いを定める「特定個人情報取扱規程」を作らなければならないとされています。ただし、これについては、従業員が100人以下の中小規模事業者の場合「規程は有益だが規程を作らなくてもマイナンバーの責任者や事務担当者などが明確になっていればよい」というのが特定個人情報保護委員会の正式な見解です。

同委員会ではQ&Aを公開していますが、新たに追加される項目もあり、はっきり言って「しばらくは混乱が続く」と予想されます。しっかり確認し、この新しい制度を十分に理解しなければなりません。